

①自動車重量税におけるエコカー減税の見直し等

1. 改正の概要

・平成32年度(2020年度)燃費基準への移行を円滑に進めるとともに、足元の自動車の消費を喚起することにも配慮し、次の措置が講じられます。

- (1) 自動車の燃費性能に関する要件が引き上げられます。
- (2) (1)により、エコカー減税の対象外となる一定の自動車について、新規検査時の税率を本則税率とする経過措置(エコカー減税の対象車以外は、現行は、本則税率よりも高い税率を適用)が設けられます。
- (3) 本措置の適用対象となる自動車の範囲に一定の自動車を加えられます。
- (4) 適用期限が「平成29年4月30日まで」から「平成31年4月30日まで」に2年間延長されます。

(1) 燃費性能に関する要件の見直し(乗用自動車の場合)

新規検査時の 税額	要件		
	改正前	改正案	
		H29.5.1~H30.4.30	H30.5.1~H31.4.30
免税	H32燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +30%以上	H32燃費基準 +40%以上
75%軽減	H32燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +20%以上	
50%軽減	H32燃費基準 を充足	H32燃費基準 +10%以上	
25%軽減	H27燃費基準 +5%以上	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 を充足

(注)平成32年度燃費基準+20%以上とは、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。

【参考】自動車重量税とは

- ・自動車重量税は、車検などの際に自動車の所有者に対して課税される国税です。
- ・納税額は、車種や車検期間、重量毎に定められています。

(2) 新規検査時における経過措置(乗用自動車の場合)

対象自動車	(1)の改正によりエコカー減税の対象外となる 平成27年度燃費基準達成車	
		H27燃費基準 +5%以上
適用期限	H29.5.1~H30.4.30	
対象検査	新車に係る新規検査	
税制措置	本則税率を適用 (現行はエコカー減税の対象車以外は本則税率よりも高い税率を適用)	

- ・(1)(2)とも、H17排出ガス基準△75%又は次の(3)を満たすものに限る。

(3) 適用対象となる自動車の範囲の拡大(乗用自動車の場合)

本措置の適用対象となる自動車の範囲に一定の自動車を加えられる。

対象車の例	要件		
ガソリン自動車	H30排出ガス 規制適合	& H30排出ガス基準 △50%以上	& H27燃費基準 +10%以上
石油ガス自動車	H30排出ガス 規制適合	& H30排出ガス基準 △50%以上	& H27燃費基準 +10%以上
	H17排出ガス 規制適合	& H17排出ガス基準 △75%以上	& H27燃費基準 +10%以上
軽油自動車	H30排出ガス規制に適合するもの		